

市第134号議案「首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意」について

1 議会の同意が必要な理由

道路整備特別措置法第3条第7項の準用第4項規定

首都高速道路(株)が、高速道路事業を行う場合(変更する場合は)、国土交通大臣の許可が必要であり、その許可を受けようとするときは、あらかじめ本来道路管理者の同意が必要になります。また、同意には、事前に議会の議決が必要とされています。

2 これまでの経緯

- 平成17年10月1日 首都高速道路公団が首都高速道路(株)に民営化
- 平成18年3月10日 平成18年第一回定例会において、横浜環状北線ほか、市内の高速道路事業を引き続き実施する同意を議決
- 平成18年6月16日 横浜環状北線の生麦ジャンクションの形状をコンパクト化する都市計画変更の手続きを道路・安全管理委員会に報告
- 平成19年11月20日 上記都市計画変更の告示(神奈川県)
- 平成19年12月13日 首都高速道路(株)から市長あて、国土交通大臣の許可を受けた高速道路事業の一部が変更となることの同意申請

3 変更項目の内容

横浜環状北線に関する許可事項のうち、「他の道路との接続の位置及び接続の方法」の一部を以下の通り変更します。

(旧)

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
略	略	略	略
神奈川県道高速横浜羽田空港	神奈川区守屋町 鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
略	略	略	

(新)

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
略	略	略	略
神奈川県道高速横浜羽田空港	鶴見区生麦一丁目 鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
略	略	略	

